

令和6年度物価高騰重点支援給付金 均等割のみ課税世帯への給付金のお知らせ

令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付します。また、こども加算給付として、18歳以下の子ども1人あたり5万円を給付します。

対象世帯

令和6年6月3日時点で川西市に住民登録があり、令和6年度住民税所得割が非課税の世帯で、そのうち1人は令和6年度住民税均等割が課税されている世帯。

[下記の世帯は対象外]

住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯

令和5年度と同様の給付金（非課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯10万円）の対象世帯

支給額

1世帯あたり10万円
(+子ども1人あたり5万円)

18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども
(平成18年4月2日生まれ以降の子ども)

措置入所児童等はこども加算の対象外となる場合があります。

支給時期

川西市が「確認書」等を受理した日から2～3週間後が目安です。

不備があれば、振込できません。記載いただいた電話番号に連絡することがあります。



手続き方法

対象となる可能性のある世帯に「確認書」等の案内書類を送付します。内容をご確認いただき、必要事項を記入、必要書類を添付し、同封の返信用封筒にて返送してください。

給付金の受給には手続きが必要です。
支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

支給手続き

**世帯の全ての方が、
令和6年1月1日以前から
現住所にお住まいの場合等**



以下の内容を確認して、同封の返信用封筒で**返送してください。**

【確認事項】

給付金振込口座情報が記載されている場合に誤りがないか。

(公金受取口座(マイナンバーカードの登録口座)又は過去に給付金を受け取った口座情報を記載しています。)

住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみの方ではないこと。

確認書表面に口座情報の記載がない場合や別口座に振込を希望される場合は
下記 の書類も必要です。

請求者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し いずれか1つ)

振込先金融機関の口座確認書類の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ表記)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

- 提出書類に不備があった場合は返却いたしますので、不備内容をご確認いただき申請期限までに再提出してください。 確認書に日中連絡可能な電話番号を記載してください。
- 支給済通知書は発送いたしませんので通帳等でご確認ください。

申請期限

**令和6年9月30日(月)(消印有効)
お忘れのないように返送してください。**



低所得世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、川西市や川西警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金について市職員がATMで操作をお願いすることはありません。

川西市物価高騰重点支援給付金担当(市役所5階503会議室)

〒666-8501 川西市中央町12番1号

072-740-3050